

■新型コロナウイルス感染症への対応方針等について（第30報 R3.10.1現在）

《10月1日以降の白川町の対応方針について》

※今後の感染状況によって内容の変更等を行う場合があります。

岐阜県が指定されている「緊急事態措置」は、9月末をもって解除となりました。ピークは過ぎたものの、新規感染者の報告は依然毎日続いており、第5波は決して終息したわけではありません。

緊急事態宣言は解除となりましたが、岐阜県においては7市と1町において10月14日までは、引き続き飲食店等の時短対応を続けるなど、段階的に緩和措置を図ることとしています。

感染拡大防止の観点から、感染予防対策は継続していかなければなりません。ここで気を緩めることがないよう、一人一人のできる感染予防対策に引き続きご協力をお願いします。

○町内小中学校及び中学校の部活動及び子どものスポーツ活動について

白川町教育委員会では、9月29日付けで小中学校の保護者向けに「緊急事態宣言後の学校教育活動（10/1以降）」の文書を出しています。今後も、感染防止策の徹底を図りながら、新型コロナウイルスへの対応を実施いただくようお願いいたします。現在、町のホームページでもその内容をご覧ください。

○町民会館・その他施設の対応について

◎町民会館・各地区ふれあいセンター・福祉センター・林業センター

町民会館・各地区ふれあいセンター・福祉センター・林業センター等は、10月1日からサークル活動や各種団体の会議等で使用できます。

体温チェック、マスク着用、手洗い、手指消毒、換気等を徹底してください。

3密状態を回避するため、内容によっては施設の利用を制限する場合があります。

◎楽集館

開館時間は通常どおり（平日は午前9時から午後7時まで、土日祝日は午前9時から午後6時まで）ですが、滞在時間は2時間以内とします。

換気・体温チェック・マスク着用・手指消毒等を徹底し感染予防に努めます。

なお、希望に応じて会議室・企画展示室・常時展示室の利用はできます。

詳しいことは、直接楽集館へお問い合わせください。（TEL74-1022）

○大人のスポーツ活動について

社会体育施設及び学校開放施設は、10月1日から使用することができます。

ただし、原則として10月14日までの土日は使用を中止とします。

体温チェック、手洗い、手指消毒、必要に応じたマスクの着用、換気、使用後の施設の消毒や清掃、ゴミの持ち帰り等を徹底してください。

3密状態を回避するため、人と人との距離を確保することが大切です。一度に大人数が集まって密集・密接することのないよう配慮をお願いします。

○子育て支援センターの対応について

人数を制限して開所しています。

町内の方のみの利用とし、電話予約が必要です。

○道の駅等の第3セクターの対応について

10月1日から通常どおり営業します。

○町の会議の持ち方、イベント開催についての考え方

これまでどおり必要な会議については、感染防止策を講じた上で開催する方針です。

※町以外の団体等が主催するイベント・会議等についても、感染予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。

これから人流が活発となる本格的な秋の行楽シーズンを迎えます。町民、事業者の皆様には、気を緩めることなく、引き続き、マスク、手指衛生、密回避、体調管理など、自らの命を守る行動の徹底をお願いします。

飲食については、感染対策が徹底されているお店等を利用し、少人数で、マスク会食で楽しみましょう。